

教育学院博士後期課程学生の指導に関する申し合わせ

(平成22年10月15日学院教授会決定)

下記の要領で、博士学位論文の執筆・提出を促進する指導体制を設けるものとする。

1. 指導教員・副指導教員による研究指導体制

博士後期課程に入学の時点で、指導教員・副指導教員を配置する。副指導教員は1名または2名とする。博士後期課程の学生は、これらの教員から論文作成のための指導を日常的に受けるものとする。

副指導教員の選任にあたっては、指導教員が当該学生と合議の上で決定し、教授会に報告することとする。

2. 博士学位論文構想検討会における論文検討

博士後期課程1年次の学生は、博士学位論文構想検討会において、執筆予定の博士学位論文の構想及び作成計画とその進捗状況を発表し、指導教員及び副指導教員等から論文作成の指導を受けるものとする。

博士学位論文構想検討会は、原則として、学生の入学後6ヶ月以内に講座単位で開催するものとする。開催にあたり、指導教員は、日程及び会場を副指導教員等と協議のうえ設定し、事前に広く周知するものとする。

3. 博士学位論文中間発表会における論文検討

博士後期課程の学生は、課題研究Ⅰ及び課題研究Ⅱの単位を取得又は申請した後、博士学位論文中間発表会において、提出予定の学位論文の内容及び作成計画とその進捗状況を発表しなければならない。

指導教員は、この発表会終了後速やかに、副指導教員と協議のうえ、所定の様式により博士学位論文中間発表会実施報告書を作成し、学院教務委員会に提出するとともに、当該学生に提示する。当該学生は、この報告書をふまえて、総合研究の単位認定を申請することができる。

博士学位論文中間発表会は、指導教員からの事前の申し出を受けて、事務部教務担当が開催を広く周知するものとする。

4. この申し合わせは、課程博士のみに限定することとし、論文博士には適用しないものとする。

附 記

この申し合わせは、平成22年10月15日から実施し、平成22年度入学者から適用する。

附 記（平成24年11月16日学院教授会決定）

この申し合わせは、平成24年12月1日から実施し、平成22年度入学者から適用する。

附 記（令和5年1月20日学院教授会決定）

この申し合わせは、令和5年1月20日から実施し、令和4年度入学者から適用する。

附 記（令和7年3月4日学院教授会決定）

1 この申し合わせは、令和7年4月1日から実施し、令和7年度在学者から適用する。

2 令和7年3月31日に博士後期課程に在学する者にあつては、改正後の第2項中「博士後期課程1年次」とあるのを当該学生の在学する年次に読み替えて適用することができるものとする。